

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人山桜会が開設する指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、居宅において日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 この事業は、利用者がこの事業所に一時的に短期入所した場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の介護負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホーム小咲園」
- (2) 所 在 地 茨城県日立市諏訪町5丁目5番1号
- (3) 定 員 10名 (介護老人福祉施設 70名)

(職員の種類、員数及び職務内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(兼務)  
事業所の従業員の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2人(非常勤)  
利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
- (3) 直接処遇の従業員等
  - ①生活相談員 1名以上  
利用者の入退所、日常生活相談・指導業務を行う。
  - ②介護職員 25名以上  
利用者の日常生活の介護、指導及び援助業務を行う。
  - ③看護職員 3名以上  
医師の指示を受けて、利用者の看護・健康管理等の業務を行う。
  - ④機能訓練指導員 1人(常勤・兼務)  
利用者に必要な機能訓練を行う。
- (4) 管理栄養士 1人以上  
給食管理、利用者の栄養指導を行う、
- (5) 調理職員 5人以上(業務委託による)  
献立に基づき調理し、配膳を行う。
- (6) 事務職員 4人以上  
庶務、会計等の必要な事務を行う、
- (7) 介護支援専門員 1人以上  
短期入所生活計画書の作成を行う。

(8) 清掃・洗濯作業員 2名 (業務委託による)

施設内の清掃や衣類等の洗濯業務を行う。

(利用者定員等)

第5条 利用定員は10人とする。併設事業所の居室の空室の範囲内で定員を超えることは可とする。

(事業内容及び利用料等)

第6条 事業内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 入浴、食事、排泄等、日常生活の介護サービス

(2) 離床、着替え、整容等の日常生活動作上の機能改善、維持訓練サービス

(3) その他、厚生省令第37号の129、130、131、132、133、134、135の各条の各サービス提供

(4) 送迎サービス

2 前項の費用のほか、次の各号に掲げる費用は別に定め、利用者から受け取ることが出来る。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 食 費 : 1,645円 (1日あたり)

※ 内訳 朝食: 480円 昼食: 552円 夕食: 613円

(2) 滞 在 費 : 従来型個室 1,171円 (1日あたり) 多床室 855円 (1日あたり)

※ 特別個室の室料: けやき111号室 1,230円 けやき112号室 1,150円  
(トイレ設置居室: けやき111号室一東側 けやき112号室一西側)

(3) 本人嗜好のおやつ代 : 実 費

(4) テレビ・冷蔵庫等の利用料 : 持込の場合 40円 (1日あたり)

設備備え付けのものを利用する場合 80円 (1日あたり)

(5) 理美容代 : 1,500円 (1回あたり)

(6) レクリエーション・クラブ活動費用 : 実費相当

(7) その他、日常生活において通常必要となる費用で、利用者負担が適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、日立市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 事業所の円滑な運営かつ事業の適正な運営を図るために、利用者又はその家族に対し、社会福祉法人山桜会の管理規程及び次の利用上の留意事項等を事前に説明し、同意を得ることとする。

(1) 社会福祉法人山桜会の管理規程のうち、第5章 利用者の守るべき規律について厳守する。

(2) 生活に必要な衣類、日用品、内服薬等は、利用日数に応じ、利用者が用意し持参することとする。

(3) 利用者が管理規程の第30条 (禁止行為) に違反し、管理者の指示又は指導に従わないときは、協議のうえ、退所又は利用を中止させことがある。

2 利用者に対するサービス提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従業者等は、サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族介護者に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防災計画に基づき、定期的に防災設備の点検並びに通報、消火、避難訓練、救出、援護、その他の必要な訓練を行い、災害の予防・防止並びに人命の安全を図る。

(身体拘束を行う際の手続き)

第11条 事業所は、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際には、次に掲げる手続きを踏むこととする。

(1) 身体拘束の必要性を確認

緊急やむを得ない場合とは

- ①切迫性：本人や他の利用者等の生命・身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
- ②非代理性：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束は一時的なものであること。（期間は長くて1か月）

(2) 実施しようとするケアが身体拘束にあたるかを「身体拘束廃止委員会」などのチームで確認する。

(3) 身体拘束の必要な理由・方法・時間（帯）・期間などについて検討・判断し、身体拘束に関する説明書にできるだけ詳しく記入する。

(4) 説明書に基づき、本人や家族に説明し同意書の確認印をいただく。

(5) ケアを実施し、要件に該当しなくなった場合、すみやかに解除する。

(6) 再検討し、「身体拘束に関する説明書・経過観察」に記録する。

(7) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 責任者を選定する。

(2) 虐待防止及び身体拘束のための指針を整備する。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(4) 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的に実施する。（年2回以上）

(5) 虐待等に対する相談窓口を設置する。

(6) その他、虐待防止のために必要な措置を講じる。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内

(2) 職場内研修：年4回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を保持する。

3 職員は、職員でなくなった後においても業務上知り得た利用者とその家族の秘密を保持する旨の誓約書を法人に対して提出する。

4 厚生省令第37号128条の取扱方針に従う。

5 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成20年 4月 1日一部改正  
平成20年10月 1日一部改正  
平成21年 4月 1日一部改正  
平成22年 4月 1日一部改正  
平成23年 4月 1日一部改正  
平成23年12月 1日一部改正  
平成24年 4月 1日一部改正  
平成25年 4月 1日一部改正  
平成29年10月 1日一部改正  
平成30年 8月 1日一部改正  
令和 1年10月 1日一部改正  
令和 5年10月 1日一部改正  
令和 7年10月 1日一部改正